# 広告に関する規制(参照条文等)

#### 1. 医療法における規制

### 〇医療法(昭和23年法律第205号)(抄)

- 第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書 その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。
  - ー 医師又は歯科医師である旨
  - 二 診療科名
  - 三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに 病院又は診療所の管理者の氏名
  - 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
  - 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
  - 六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、 歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診 療所における施設、設備又は従業者に関する事項
  - 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、 看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれ らの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選 択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
  - 八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の 安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措 置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
  - 九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
  - 十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規 定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報 の提供に関する事項
  - 十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)

- 十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来 患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医 療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働 大臣が定めるもの
- 十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める 事項
- 2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわ たつてはならない。
- 4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療 に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適 合するものでなければならない。
- 第六条の六 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業に つき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該 診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、 医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定による許可に係る診療科名を広告するときは、当該診療科名 につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければなら ない。
- 第六条の七 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。
  - 一 助産師である旨
  - 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の 管理者の氏名
  - 三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無
  - 四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項
  - 五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴そ の他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適

切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

- 六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の 安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措 置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項
- 七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称 その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項
- 八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報 の提供に関する事項
- 九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわた つてはならない。
- 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産 に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適 合するものでなければならない。
- 第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に 違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必 要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、 当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。
- 2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書 を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならな い。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。
- 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は 三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第六条の五第三項、第六条の六第四項、第六条の七第二項又は第七条第 一項の規定に違反した者
  - 二(略)

- 三 第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、 第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分に違反した 者
- 第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。
  - 一 (略)
  - 二 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項 までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又 は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項の規定によ る当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

# 〇医療法施行令 (昭和 23 年政令第 326 号) (抄)

- 第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のと おりとする。
  - 一 医業については、次に掲げるとおりとする。

#### イ 内科

- 口 外科
- ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)
  - (1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの
  - (2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す 名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
  - (3)整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖 医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、 医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労 働省令で定めるもの
  - (4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若 しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働 省令で定めるもの
- ニ イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの
  - (1)精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、 病理診断科、臨床検査科又は救急科
  - (2)(1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)
- 二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

#### イ 歯科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称 (歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)

- (1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして 厚生労働省令で定めるもの
- (2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置の うち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語と して厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第一号二(1)に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。
  - 一 産婦人科 産科又は婦人科
  - 二 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

# 〇医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)(抄)

- 第一条の九 法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内 容及び方法の基準は、次のとおりとする。
  - 一 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと
  - ニ 誇大な広告を行つてはならないこと
  - 三 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つては ならないこと
  - 四 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと

# 〇医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(抄)

- 第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の 五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、 看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
  - 二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨
    - イ 学術団体として法人格を有していること。
    - ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療 従事者であること。
    - ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
    - 二 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
    - ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。
    - へ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、 看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件とし ていること。
    - ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
    - チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
    - リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。
- 第二条 法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、 次のとおりとする。
  - 厚生労働大臣の定める診療報酬点数の算定方法(平成十八年厚生労働省

告示第九十二号)に規定する検査、手術その他の治療の方法

- 二 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告 示第四百九十五号)に規定する検査、手術その他の治療の方法
- 三 分娩(第一号に係るものを除く。)
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条 第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付並びに公費 負担医療に係る給付(以下「医療保険各法等の給付」という。)の対象とな らない検査、手術その他の治療の方法のうち、第一号又は第二号の方法と 同様の検査、手術その他の治療の方法(ただし、医療保険各法等の給付の 対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。)
- 五 医療保険各法等の給付の対象とならない検査、手術その他の治療の方法 のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく承認若しくは認証を受け た医薬品又は再生医療等製品を用いる検査、手術その他の治療の方法(た だし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記 する場合に限る。)
- 第三条 法第六条の五第一項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、 次のとおりとする。
  - 一 当該病院又は診療所で行われた手術の件数(ただし、前条各号に掲げる 手術に係るものに限る。)
  - ニ 当該病院又は診療所で行われた分娩の件数
  - 三 患者の平均的な入院日数
  - 四 居宅等における医療の提供を受ける患者(以下「在宅患者」という。)、 外来患者及び入院患者の数
  - 五 平均的な在宅患者、外来患者及び入院患者の数
  - 六 平均病床利用率
  - 七 治療結果に関する分析を行っている旨及び当該分析の結果を提供している旨
  - 八 セカンドオピニオンの実績
  - 九 患者満足度調査を実施している旨及び当該調査の結果を提供している旨
- 第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、 次のとおりとする。
  - 一 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
  - 二 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
  - 三 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨

- 四 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨
- 五 当該病院又は診療所における第一条第一号の医療従事者以外の従業者の 氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 六 健康診査の実施
- 七 保健指導又は健康相談の実施
- 八 予防接種の実施
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 二条第十七項に規定する治験に関する事項
- 十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく介護サービスを提供するための事業所若しくは施設又は法第四十二条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる業務(以下この号において「医療法人の付帯業務」という。)を専ら行うための施設であり、かつ、病院又は診療所の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供する介護サービス又は医療法人の付帯業務
- 十一 患者の受診の便宜を図るためのサービス
- 十二 開設者に関する事項
- 十三 外部監査を受けている旨
- 十四 財団法人日本医療機能評価機構(平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)
- 十五 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約 款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨
- 十六 財団法人日本適合性認定協会(平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 十七 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項
- 第五条 法第六条の七第一項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、 次のとおりとする。
  - ー 助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、性別、役職及び略 歴
  - 二 第一条第二号の助産師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨
  - 三 生活保護指定助産師(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に基づく指定を受けた助産師を含む。)である旨
  - 四 受胎調節実地指導員である旨

- 第六条 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、 次のとおりとする。
  - 一 当該助産所における助産師以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職及び 略歴
  - 二 分娩の介助の実施
  - 三 自宅分娩の介助の実施
  - 四 保健指導の実施
  - 五 訪問指導の実施
  - 六 健康診査の実施
  - 七 当該助産所で行われた分娩の件数
  - 八 妊産婦数及びじょく婦数
  - 九 平均的な妊産婦数及びじょく婦数
  - 十 妊産婦及びじょく婦の受診の便宜を図るためのサービス
  - 十一 開設者に関する事項
  - 十二 外部監査を受けている旨
  - 十三 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
  - 十四 妊産婦等満足度調査を実施している旨及び当該調査の結果を提供して いる旨

### 2. 医療法以外の法令における規制

# 〇不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号) (抄)

第二条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己 の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事 項について行う<u>広告その他の表示</u>であつて、内閣総理大臣が指定するもの<sup>※</sup>を いう。
  - ※ 不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件 (昭和37年公正取引委員会告示第3号)において、次のものが指定されている。
    - 商品、容器、包装、添付したもの
  - 見本、チラシ、パンフレット、説明書面、ダイレクトメール、ファクシミリ、口頭
  - ポスター、看板(プラカード、建物・電車・自動車等)、ネオンサイン、アドバル ーン
  - 新聞紙・雑誌、出版物、放送、映写、演劇、電光
  - <u>情報処理の用に供する機器によるもの(インターネット、パソコン通信等によるも</u> のを含む)
- 第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号の いずれかに該当する表示をしてはならない。
  - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、 実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業 者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係 るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、 一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認め られるもの (後略)

二•三 (略)

2 (略)

#### 〇不正競争防止法(昭和9年法律第14号)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
  - **-~**十二 (略)
  - 十三 <u>商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しく</u> <u>は通信に</u>その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若 しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような

表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十四~十六

2~10 (略)

### 第二十一条 (略)

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - ー 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に掲げる不正競争を行った者
  - 二~四 (略)
  - 五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しく <u>は通信に</u>その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又 はその役務の質、内容、用途若しくは数量について<u>誤認させるような虚偽</u> の表示をした者(第一号に掲げる者を除く。)

六・七 (略)

3~12 (略)

# 〇特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)(抄)

(誇大広告等の禁止)

- 第四十三条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合 の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売 条件について<u>広告\*をするときは</u>、当該特定継続的役務の内容又は効果その他 の主務省令で定める事項について、<u>著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示</u>をしてはならない。
  - ※ 特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針において、「<u>広告」とは、商品の性能、役務の効果、取引により得られる利益等を謳い、消費者等を誘引するもの(この</u>要件を満たしてれば、媒体は問わない)をいう、とされている。
- 〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)(抄)

(誇大広告等)

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布して

はならない。

- 2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果 又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそ れがある記事を<u>広告し、記述し、又は流布</u>することは、前項に該当するもの とする。
- 3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関 して堕胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(特定疾病用の医薬品及び再生医療等製品の広告の制限)

- 第六十七条 政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品又は再生医療等製品であつて、医師又は歯科医師の指導の下に使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、厚生労働省令で、医薬品又は再生医療等製品を指定し、その医薬品又は再生医療等製品に関する<u>広告</u>につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品又は再生医療等製品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制 定又は改廃に関する閣議を求めるには、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会 の意見を聴かなければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事 項と認めるものについては、この限りでない。

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

#### 〇健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)(抄)

第三十二条の二条 何人も、食品として販売に供する物に関して<u>広告その他の表示</u>をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

### 〇食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)(抄)

- 第二十条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、<u>公衆衛生に危害を及</u> ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。
- 第四十六条 登録検査機関以外の者は、その行う業務が製品検査であると<u>人を</u> 誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。
- 2 厚生労働大臣は、登録検査機関以外の者に対し、その行う業務が製品検査 であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずるこ とができる。

# 第五十四条 (略)

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し<u>虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告</u>による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

#### 〇金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)(抄)

(広告等の規制)

- 第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について 広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、 内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。
  - 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
  - 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
  - 三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- 2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これ に類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引行 為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著 しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をして はならない。

### 3. 一般的な広告の定義

#### 〇広告の語源

advertise ←ラテン語advertere (ad ヘ+vertere 向ける) 人を振り向かせる

## 〇広告の定義

**Advertising** The placement of announcements and persuasive messages in time or space purchased in any of the mass media by business firms, nonprofit organizations, government agencies, and individuals who seek to inform and/ or persuade members of a particular target market or audience about their products, services, organizations, or ideas.

広告とは、特定の狙いを定めた市場・視聴者に対して、情報提供や説得、あるいはそのどちらかをしたいと考える企業、NPO、政府機関、個人が、自分たちの商品・サービス・組織・考え方についての告知や説得のメッセージを、自らが購入したマスメディアの時間又は場所に流すことをいう(出典:アメリカ・マーケティング協会)

# 〇インターネット広告の定義

インターネット広告掲載ガイドライン (日本インタラクティブ広告協会) (抄) (3) インターネット広告の定義

インターネット広告は、媒体社が運営するウェブサイト、アプリケーション等に掲載されるバナー広告をはじめ、テキスト広告、動画広告、媒体社等が発行する電子メールに挿入されるメール広告など、インターネットを通じて広告主から消費者等に向けて発信される広告と定義する(中略)。

また、インターネット広告の範囲については、基本的には、広告媒体の広告掲載枠に掲載される広告そのものがインターネット広告の範囲であると定義する。ただし、媒体社による広告掲載判断の過程では、広告掲載枠に掲載される広告そのものの表示内容はもちろん、リンク先(どの範囲のリンク先まで確認する必要があるかについては、その広告の目的や対象者、構成に基づき、個別に判断することになる)での表示内容も十分考慮するべきである(後略)。